

「杉並区デジタル版子育て応援券導入及び運用業務公募型プロポーザル実施要領」
の修正について

下記の個所に下線部の説明を追記しましたので、ご確認ください。

「杉並区デジタル版子育て応援券導入及び運用業務公募型プロポーザル実施要領」
8 ページ 業務内容説明書 第1章2(5) 利用可能なサービス

区が登録した応援券事業者（約 600 事業者）が提供する有料の子育て支援サービス（約 1200 サービス）※ 利用可能なサービスは、券の種類ごとに制限をする必要はない。応援券事業者の情報は、運用業務開始までに登録のあるものを一括で、運用業務開始以降は、随時区からデータで提供する。

14 ページ 業務内容説明書 第3章2(2) 有償券購入案内の送付

第1章2(4)の4月の交付時に、区が別途提供する対象者（約 22,000 名）に対して、当該年度の有償券購入案内チラシ（A4、カラー1枚）を送付すること。また、週次の交付時にも同封すること。アプリ版応援券を交付するものについては、有償券購入案内チラシを同封し、郵送物を1つにまとめること。有償券購入案内チラシのデザインは、区と協議の上、決定すること。